

移住など

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
ふるさとライフ住宅改修支援補助金	移住を行うため、登録建物を購入または賃借、事業者建物を購入した方、またはその方の属する団体や企業の代表者に対し、建物の修繕・改修・家財撤去費用を助成 ※登録建物（「鹿角市宅地・建物データバンク」に登録されている建物）または事業者建物（市と協定を結んだ不動産業者が仲介する建物）に限る ※転入した日から3年以内に申請が必要 ※市内業者が施工、作業したものに限り	<登録建物賃借者> 補助率：修繕等費用の10/10(上限50万円) <事業者建物購入者> 補助率：修繕等費用および家財撤去費用の10/10(上限50万円) <登録建物購入者> 補助率：修繕等費用の10/10(上限100万円)	個人
ふるさとライフ引越し支援補助金	次の①～③の要件をすべて満たす方が移住する際に要した、引っ越し費用（引っ越し業者への支払、引っ越しのために要した交通費（貨物車のレンタカーに限る）、不用品処分費、その他必要と認められる経費）の一部を助成 ①本市の住民基本台帳に登録されている方 ②秋田県ふるさと定住機構の登録（秋田県移住定住登録もしくはAターン登録）者または移住した年の翌年までに市内で新規就農（研修を含む）を目指す方 ③転勤などによる転入でない方、公務員（正職員）でない方、生活保護受給世帯でない方 ※転入した日から1カ月以内に申請が必要	補助率：1/2（単身は上限5万円、世帯は上限9万円）	個人
移住者融資資金利子補給費補助金	移住して3年以内の方に対し、自家用車などの購入を目的とした移住者向けローン（市が提携する金融機関・秋田銀行「移住・定住サポートローン」）の利子分を助成 ※転勤等による転入でない方 ※同一世帯につき、1回に限る	補助率：10/10 対象期間：最大7年間	個人
ふるさとライフ移住しごと支援補助金	移住する直前10年間のうち、通算5年以上（直前の1年間は連続）、東京都23区に居住もしくは東京圏より東京都23区に通勤された方で、移住後、5年以上居住する意思があり、次の①～④のいずれかの要件を満たす方に対し、補助金を給付 ①県の就職マッチングサイトに掲載された交付金対象企業（求人）に就業された方 ②プロフェッショナル人材事業・先導的人材マッチング事業により就業された方 ③テレワークにより業務継続をされる方 ④本市が認める「関係人口」に該当する方 ※転入後、3カ月以上1年以内に申請が必要	補助額：単身60万円、世帯100万円（18歳未満の子ども1人につき100万円を加算）	個人
奨学金返還助成金	秋田県奨学金返還助成の交付を受けている方に対し、返還する奨学金の一部を助成 ※市に5年以上定住する意思のある方で、市に住所を有し就労している方などが対象	①助成加算分 対象者：県助成金（一般分）交付者 補助率：1/3（上限6万7千円） 補助期間：県助成期間と同様 ②助成期間延長分 対象者：県助成金（未来創造分・一般分）交付終了者 補助率：10/10（上限20万円） 補助期間：県助成期間終了後、最大2年 ※②は、令和4年度以降に県助成対象者認定を受けた方に限り	個人
新ふるさとライフ家賃等支援補助金	市内の民間賃貸住宅へ居住する移住者に対して、初期費用と家賃の一部を補助 ※令和5年4月以降に本市に転入した以下の方が対象 ①子育て世帯（18歳未満の子どもと同居） ②若者世帯（夫婦のいずれかが40歳未満） ③若者単身世帯（40歳未満かつ市内就業者に限る） ※転入後6カ月以内	補助額： (初期費用) 礼金・仲介料・保証料の総額に対し上限3万円 (月額家賃) 住宅手当額などを除いた月額家賃に対し、 ①上限2万5千円 ②・③上限2万円 補助率：初期費用・月額家賃とも1/2 補助期間：最大24カ月	個人

図 政策企画課 鹿角ライフ促進班 ☎ 30-0208

空き家・交通など

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
危険老朽空き家除却費補助金	市の実態調査により倒壊する危険度・緊急度が高いと判断された空き家に対し、解体撤去業者による解体および撤去費用の一部を助成 ※市税などの滞納、抵当権設定の無い方で、建て替えを目的としないこと。また、世帯の生計維持者の前年所得金額が460万円を超えない方	補助率：1/2 ①適正管理度レベル3の場合 上限50万円。市県民税所得割が課税されていない世帯は上限70万円 ②適正管理度レベル3に近似したレベル2の場合 上限30万円	個人

図 生活環境課 環境推進班（空き家相談窓口） ☎ 30-0219

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
交通弱者対策補助金	70歳以上、または運転免許証を返納した方に対し、路線バス回数券および高齢者向け定期券購入費用の一部を助成	回数券および高齢者向け定期券購入額の1/5	個人
地域乗合交通運行費補助金	公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する「地域乗合交通」に対し、運行経費の一部を助成	補助額：運行経費から運賃収入額を差し引いた額 上限額：運賃収入額または①か②のどちらか低い額 ①単自治会の住民のみを対象とする路線：30万円 ②複数の自治会区域を運行し、経由する自治会住民が利用可能な路線：50万円	自治会など

図 生活環境課 環境推進班 ☎ 30-0224

自治会活動など

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自治会館建設事業費補助金	自治会が実施する自治会館の新築、改築、増築および改修にかかる費用の一部を助成 <新築・改築> ①新築、改築後25年を経過しているもの ②増築、改修後10年を経過しているもの <増築> 新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもの <改修> 新築、改築、増築、改修後の経過年数により助成内容が異なる ※30万円以上の工事が対象	<新築・改築・増築> 自治会世帯数などにより算定基準と限度額あり（補助率3/10以下） <改修> ①対象事業費の1/2以内（上限100万円） 前回補助金利用後10年を経過していること ②対象事業費の1/2以内（上限50万円） 前回補助金利用後5年を経過していること（前回利用補助金額が50万円以上の場合は、利用後10年を経過していること） ※①か②のどちらかを選択。実施予定年度の前年9月までに申請が必要	自治会
自治会元気づくり応援補助金	自治会が地域で行う元気づくり事業（福祉、環境整備、文化、交流）の費用の一部を助成 ※過去に補助金の交付を受けた自治会は、交付を受けた年度を含めて3年経過していること	<31世帯以上の自治会> 補助率：1/2以内（上限10万円） <30世帯以下の自治会> 補助率：3/4以内（上限15万円）	自治会
集落活動応援事業費補助金	おおむね50世帯以下の小規模な自治会に対し、集落支援員と連携し、自治会が抱える課題解決や自治会の活性化に向けた活動の計画策定事業費と活動事業費を助成	<計画策定> 補助率：10/10（上限10万円） ※最大2年間利用可能（1年ごとに10万円を上限） <活動事業> 補助率：10/10（上限50万円） ※最長3年間事業継続可能（ただし2年以上継続の場合でも補助金額は上限50万円。2つ以上の自治会などが連携して活動する場合は上限100万円）	自治会
コミュニティ推進事業費補助金	<一般コミュニティ助成事業> コミュニティ活動に必要な備品などの購入費用を助成 <コミュニティセンター助成事業> 自治会館などの建築または大規模改修に要する費用を助成（地縁団体に限り）	<一般コミュニティ助成事業> 補助率：10/10（100万円～250万円） <コミュニティセンター助成事業> 補助率：3/5以内（上限1,500万円） ※10万円未満は切り捨て ※実施予定年度の前年9月までに申請が必要。補助対象団体は（一財）自治総合センターが決定	自治会など

図 生活環境課 コミュニティ推進班 ☎ 30-0202